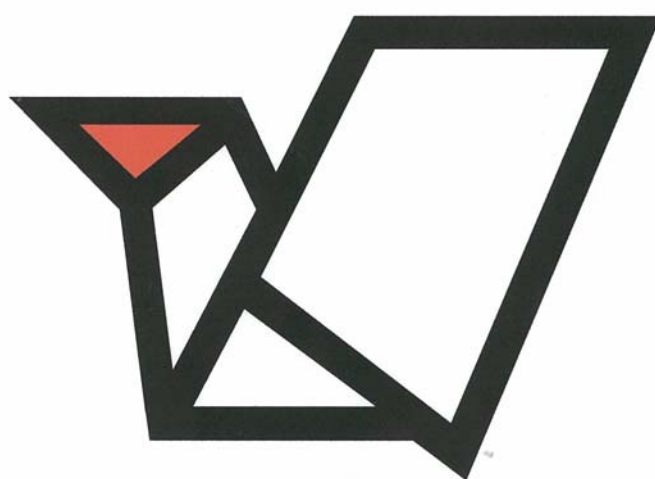


平成26年  
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会  
第2回定例会



平成26年8月21日



平成26年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会会議録  
平成26年8月21日(木曜日)

○議事日程・場所

平成26年8月21日 午後1時30分 開議

於：ナビオス横浜「カナル」

- 日程第 1. 臨時議長の選出
- 日程第 2. 広域連合長挨拶
- 日程第 3. 仮議席の指定
- 日程第 4. 選挙第1号 議長の選挙
- 日程第 5. 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第 6. 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 7. 議席の指定
- 日程第 8. 会議録署名議員の指名
- 日程第 9. 会期の決定
- 日程第 10. 諸般の報告
- 日程第 11. 一般質問
- 日程第 12. 議案第7号 平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 13. 認定第1号 平成25年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14. 認定第2号 平成25年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15. 同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 16. (追加) 陳情第1号 中所得者の保険料軽減と医療の受療権の保障に向けた陳情
- 日程第 17. (追加) 閉会中継続審査

○出席議員(17人)

1番	齊藤	達也	10番	岩崎	善幸
2番	田中	忠昭	11番	大野	忠雄
3番	高橋	正治	13番	出吉	正和
4番	川口	珠江	14番	白岡	照仁
5番	花上	喜代志	16番	井田	晴幸
6番	木下	義裕	17番	山川	口
7番	白井	正子	18番	二見	和
8番	小川	正子	19番		
9番	吉沢	章子			

○欠席議員(3人)

12番 須田 毅  
15番 石田 久良  
20番 鳥羽 清

○説明のため出席した者

広域連合長	林	文	子
副広域連合長	大木	哲	
事務局長	安藤	康	惠
総務課担当課長	岩崎	均	
業務課長	武田	伸	彦
会計管理者兼 会計課長	市	成	正 人

○職務のため出席した者

書記長	能條直	幸	書記	長田	薫
書記	神林高	之	書記	野尻	彰彦
書記	岩崎雄	二郎	書記	吉澤	昌隆
書記	水越	茉耶	書記	峰尾	絵美

## 【臨時議長の選出】

### ○事務局長（安藤 康恵君）

皆様、こんにちは。事務局長の安藤でございます。定刻となりましたので、日程第 1、「臨時議長の選出」に入らせていただきます。

本日は、本広域連合議会の議員選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。ただいまの出席議員中、年長議員でいらっしゃいます田中忠昭議員に臨時議長をお願いいたします。

それでは田中議員、臨時議長席に御着席をお願いいたします。

（臨時議長 臨時議長席 着席）

### ○臨時議長（田中 忠昭君）

皆様、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました、田中忠昭でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしく願いいたします。失礼ではございますが、着席して進行させていただきます。

ただいまの出席議員は、17名でございます。なお、事前に須田毅議員、石田久良議員、鳥羽清議員から欠席の届出がありましたので御報告申し上げます。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成26年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

## 【広域連合長挨拶】

### ○臨時議長（田中忠昭君）

日程第 2、「広域連合長挨拶」を行います。広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。林広域連合長。

（広域連合長 登壇）

### ○広域連合長（林 文子君）

皆様、こんにちは。広域連合長の林でございます。本日は、大変暑い中そしてお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。広域連合議会 第 2 回定例会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

少子高齢化の進展、医療技術の高度化など、医療を取り巻く環境が大きく変化する中、我が国の医療費は増加の一途を辿っております。このような状況の中、御高齢の方々が将来にわたり安心して医療を受け続けられるよう創設されました「後期高齢者医療制度」は、おかげさまで今年 4 月、7 年目を迎えました。

本制度のあり方については、かねてから、国の「社会保障制度改革国民会議」を中心に検討が続けられ、昨年夏に発表された報告書をもって、「制度継続」の方向が明確に示されました。昨年末に成立した「プログラム法」のもと、先月 17 日には「社会保障制度改革推進会議」の第 1 回会議が行われ、社会保障制度全体の改革は、いよいよ実行段階に入ります。

私ども広域連合としましては、約90万人に及ぶ県内のすべての被保険者の方が、安心して必要な医療を受けられるよう、引き続き、県及び県内33市町村と緊密に連携を図り、安定した制度運営に努めてまいります。あわせて、国の動向を注視し、必要な要望活動を行ってまいります。

そして、この制度を支える現役世代の方々に、御理解と御協力をいただくためにも、医療費の適正化を目指し、保険者として積極的に取り組んでまいります。議員の皆様をはじめ、関係の皆様方には、どうか変わらぬお力添えをお願いいたします。

本日の定例会では、平成26年度特別会計補正予算のほか、平成25年度一般会計・特別会計決算の認定、監査委員の選任について、上程しております。よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

### 【仮議席の指定】

#### ○臨時議長（田中 忠昭君）

これより会議に入ります。

日程第3、「仮議席の指定」を行います。仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

---

### 【議長の選挙】

#### ○臨時議長（田中 忠昭君）

次に、日程第4、選挙第1号「議長の選挙」を行います。

議長の選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定により行うものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、臨時議長による指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。本広域連合議会議長に岩崎善幸議員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって岩崎善幸議員が、議長に当選されました。岩崎善幸議員が議長におられますので、当選を告知いたします。

以上で、私の臨時議長の職務は終了いたしましたので、議長と交代いたします。それでは、岩崎議長、議長席をお願いいたします。

（臨時議長 臨時議長席 退席）

（議長 議長席 着席）

#### ○議長（岩崎 善幸君）

ただいま、御推挙いただきまして、議長という要職に就かせていただくことになりました

岩崎善幸でございます。

皆様方の御指導と御協力を得ながら、議会の運営を円滑に行っていくよう、努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

---

### 【議事日程と関係職員の出席】

#### ○議長（岩崎 善幸君）

それでは、会議を続けます。

本日の議事日程につきましては、定例会資料の3ページの議事日程表（案）のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、御報告いたします。

---

### 【副議長の選挙】

#### ○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第5、選挙第2号「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議長が指名推選することに決定いたしました。本広域連合議会の副議長に、鳥羽清議員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、鳥羽清議員が、副議長に当選されました。本日、鳥羽議員は所用により御欠席されておりますが、内諾をいただいております。

---

### 【神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

#### ○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第6、「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題にいたします。

本件は、議会運営委員会条例 第5条の規定により、私から指名いたします。

お諮りいたします。本日、配付いたしました「議場配付資料①」の名簿のとおり、8人の議員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8人の議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

この際、議会運営委員会を開催し、正副委員長の選任等を行うため、暫時休憩いたします。

午後1時41分 休憩

---

**【正副委員長互選の報告】**

○議長（岩崎 善幸君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。休憩中に議会運営委員会が開かれ、正副委員長の互選の報告がありましたので、書記に報告させます。

○書記長（能條 直幸君）

御報告いたします。議会運営委員会委員長 大野忠之議員、副委員長 二見和幸議員、以上でございます。

○議長（岩崎 善幸君）

ありがとうございました。

---

**【議席の指定】**

○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第 7、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、定例会資料 7 ページにございます議席表のとおり、私から指定いたします。

---

**【会議録署名議員の指名】**

○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第 8、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により、13 番 出口正雄議員、及び 14 番 吉岡和江議員を私から指名いたします。

---

**【会期の決定】**

○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第 9、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

---

**【諸般の報告】**

○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第 10、「諸般の報告」を行います。

「議場配付資料②」の 3 ページ「例月現金出納検査の結果について」のとおり、平成 26 年 1 月分から平成 26 年 5 月分までの例月現金出納検査が実施され、その結果について、監査委員



から議長あて報告がありましたので、私から御報告申し上げます。

---

## 【一般質問】

### ○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第 11、「一般質問」を行います。

一般質問は、本日配付いたしました「議場配付資料②」の 9 ページにあります、一般質問発言通告表のとおり、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

また、質問、答弁とも簡明にさせていただき、進行を図りたいと思いますので、御了承の上、御協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。花上喜代志議員から通告がありましたので、発言を許します。花上喜代志議員。

（花上喜代志議員 登壇）

### ○5 番議員（花上 喜代志君）

横浜市会から選出されております花上喜代志でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。様々な後期高齢者医療制度についての議論がなされている中で、現役世代からの支援金について、色々な意見がございます。このことについて質問をしたいと思います。後期高齢者医療制度は昨年末にプログラム法が成立し、現行制度を基本としながら存続されることになり、本制度の運用を担う広域連合の役割と責任は、今後一段と大きくなっていくものと思われれます。このような状況のもと、平成 25 年度の特別会計も歳出決算額も約 7,047 億円という膨大な金額に達しております。

後期高齢者医療制度の被保険者数の推移あるいは医療費の伸びについては、先ほど広域連合長の御挨拶でもありましたように、増加の一途を辿っております。今後、団塊の世代が 75 歳を迎え、平成 37 年度以降は団塊の世代全員が後期高齢者となり、後期高齢者医療制度の医療費が急速に増大することは明白であります。このことは、後期高齢者医療制度のみならず、我が国の医療保険制度の将来に多大な影響を及ぼすものであることは、言うまでもありません。高齢化の進展、高度な医療の普及等により医療費の増大が見込まれる中で、国民皆保険制度を維持していくためには、高齢者医療制度の様々な課題について改善を図る必要があります。後期高齢者の医療給付に要する財源は、主に公費による負担や後期高齢者からの保険料、そして国民健康保険や被用者保険など現役世代からの支援金によって賄われております。この現役世代からの支援金も医療費の増大とともに、今後増え続けていくことになります。そこで、二点お尋ねします。

まず、一点目、国は現役世代からの支援金である後期高齢者支援金の仕組みについて、どのような考え方を示しているのか。

次に広域連合として、この現役世代からの支援金についてどのように受けとめているのか。以上二点について、広域連合長からの御答弁をお願いします。以上です。

### ○議長（岩崎 善幸君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。林広域連合長。

(広域連合長 登壇)

### ○広域連合長 (林 文子君)

花上議員の御質問にお答え申し上げます。

後期高齢者支援金に関する国の考え方についてですが、これまで、「協会けんぽ」や「健保組合」等の各保険者は、加入者数で按分された割合で支援金を負担してきましたが、財政力の弱い保険者での負担が重くなるため、22年度以降は3分の2を「加入者数割」、3分の1を「総報酬割」としました。国は、さらに負担能力に応じた仕組とするため、昨年末に成立した社会保障改革プログラム法において、全てを「総報酬割」とすることを盛り込み、27年通常国会への法案提出を目指して、現在「社会保障審議会医療保険部会」等で議論が進められています。

支援金に対する広域連合の受け止め方についてですが、後期高齢者医療制度は、高齢者の保険料、現役世代からの支援金及び公費により社会全体で支える仕組となっています。今後、医療費の増大が見込まれる中で、現役世代からの支援金については、高齢者が安心して医療を受けられるために、欠くことのできないものであると考えております。本広域連合では、支援金を負担している現役世代の理解を得る観点からも、引き続き医療費適正化などの対策を推進し、適切かつ健全な財政運営に取り組んでいきます。

以上、花上議員の御質問に御答弁申し上げます。

### ○議長 (岩崎 善幸君)

よろしいでしょうか。

次に、白井正子議員から通告がありましたので、発言を許します。白井正子議員。

(白井正子議員 登壇)

### ○7番議員 (白井 正子君)

横浜市の白井正子です。まず国の動向についてです。昨年8月、社会保障制度改革国民会議報告書で、後期高齢者医療制度については現在では十分定着しており、現行制度を基本としながら実施状況等を踏まえ必要な改革を行うことが適当とされ、これまで連合長は、この制度定着論をもって概ね定着が図られているとの答弁でした。しかし、高齢者の人口と給付の増加により、保険料が増大するという制度の根本矛盾が解消されないままの運営では、年々負担増に苦しむことになり、定着とは言えません。現段階において、国民会議報告書の制度定着論について改めて所感を伺います。

次に昨年12月成立の社会保障プログラム法は、社会保障の各分野で自助補助を押し付け、社会保障のあり方を根本から変え廃退に導くものです。後期高齢者医療制度の保険料について低所得者の負担軽減、後期高齢者支援金の全面総報酬割導入など措置が掲げられましたが、これらはどう具体化が進んでいるのかまず伺います。

次に後期高齢者医療制度への協会けんぽや健保組合など現役世代からの支援金について総報酬割拡大の措置が掲げられ、協会けんぽへの国庫負担を減らす方向が示されています。これは

国費導入抑制のために健保組合等へ肩代わりするものとの根強い批判があります。本来、国の責任で財政支援を行うべきと思います。所見を伺います。

さらに、70から74歳までの医療費の窓口負担は、今年4月から70歳になる人から2割負担が導入され、これまで1割据え置きのために確保された国費が削減です。74歳以下の高額療養費制度の上限引き上げ、外来給付の見直しや入院時食事代など入院に関する見直しもあり、負担増ばかりです。受診抑制が起きる危険は避けられません。後期高齢者医療へも影響していると思われます。所見を伺います。

次に今年6月成立の医療介護総合推進法は、消費税増税と社会保障の一体改革路線の柱で自己責任の社会保障の姿勢を打ち出し、団塊の世代が後期高齢者になる2025年に向け、医療、介護分野で負担増の給付削減を強いる方針が列挙され、日本共産党は反対しました。医療では急性期病床の削減、介護ではサービス利用料2万円以下、要支援1・2の訪問・通所介護を国の保険給付からはずし市町村事業に、特養ホームの入所を要介護3以上に、低所得者の特養ホームなどでの食費、居住費、費用負担軽減の対象者を狭める、施設入所の際の世帯分離に制限をつけ全額負担に、高額介護サービスの負担の上限引き上げなど、医療・介護の負担増と給付削減で行き場のない患者と高齢者を生み、症状悪化を加速し、医療保険や介護保険の財政をさらに悪化させるのは必至です。後期高齢者医療の財政にも大きく影響する医療介護総合推進法についての連合長の見解を伺います。

次に2013年度は電気、ガス、食料品などが軒並み高騰し、今年4月の消費税増税が高齢者の暮らしに圧迫です。年金はすでに実施中の削減に加え、厚労省の新たな試算では基礎年金を今後10年で1割削減、25年で2割削減、長生きすればするほど年金が削られます。日本共産党横浜市議員団が今年行った市民アンケートでは、高齢者だけでなく現役世代からも年金・医療・介護の不安の声が寄せられ、親の年金は医療・介護の保険料の支払で右から左に消える、自分が高齢になればどうなるのだろうかとの疑念があります。高齢者福祉や介護について特に充実してほしいこと3つ選択をと聞いたところ、回答者8千人のうち半数近くが医療費負担の軽減、介護保険料、利用料の引下げを選び、項目全体の中で上位となっています。物価上昇、消費税増税、年金削減などにより高齢者の家計が圧迫されている今こそ、医療・介護の社会保障充実が求められています。認識はどうか伺います。

次に今年6月に閣議決定された骨太の方針が社会保障給付について自然増も含め聖域なく見直すとし、ただでさえ不十分な社会保障をさらに切り捨てる方針です。小泉内閣時代の毎年2千200億円の削減方針の復活です。この大もとには社会保障を単に社会連帯の精神に基づくものとした憲法25条の生存権保障の否定であり大問題です。社会保障削減方針の下で継続されるこの制度には根本矛盾があるため、上がり続ける保険料の打開策が考えられていません。一旦老人保健制度に戻し解決方法を探るべきと考えますが、所感を伺います。

最後に昨年5月成立のマイナンバー法は、国民一人一人にひとつの番号をつけ、所得や税や社会保障を一元管理するとされていますが、納付に見合う給付の名の下に社会保障が削減され、税や社会保険料の徴収強化の道具に使われる危険があります。ひとつの番号で個人情報と照合

できる仕組みをつくることは、プライバシー侵害やなりすまし犯罪を常態化させるなど重大な危険性があるため、我が党は反対しました。後期高齢者医療制度にも関するものであることから、マイナンバー法の危険性について連合長の見解を伺って、質問を終わります。

### ○議長（岩崎 善幸君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。林広域連合長。

（広域連合長 登壇）

### ○広域連合長（林 文子君）

白井議員の御質問にお答え申し上げます。

制度が定着していることについての見解ですが、本制度は、老人保健制度での高齢者の医療費に対する現役世代と高齢者の負担関係が不明確であるといった問題点を解決するために、増大する高齢者の医療費を公費、現役世代、高齢者でその負担能力に応じて負担する仕組みとなっており、今後も維持されるべきものと考えております。制度開始から、低所得者に対する保険料軽減の拡大や負担割合判定基準の見直しなど、状況に応じた様々な改善を積み重ねながら、現在まで安定した運営が行われていることから、制度については概ね定着が図られているものと考えます。

社会保障改革プログラム法の具体化の状況ですが、同法では持続可能な制度構築に向け医療保険制度の財政基盤の安定化、保険料に係る国民負担の公平化、保険給付の対象となる療養の範囲の適正化などを図るため29年度までを目途に順次、必要な措置を講ずることになっていきます。26年4月には、保険料の賦課限度額の引上げ、保険料軽減対象の拡大などが実施されています。また、6月には医療介護総合推進法が成立したほか、現在、社会保障審議会医療保険部会において、高齢者医療の費用負担全体の在り方や後期高齢者支援金の全面総報酬割等についての議論が進められています。

現役世代からの支援金についてですが、先程御答弁したとおり、すべてを「総報酬割」とすることについて、現在、議論が進められています。後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担割合を明確にし、社会全体で支える仕組みとなっているため、今後、活発な議論が行われる中で、保険料負担者の公平性の観点から、また安定した制度運営を行う上からも、社会全体の理解が得られる仕組みができることを期待しています。

高齢者の負担が増加することについての見解ですが、急速な少子高齢化の進展等に伴い、社会保障給付費が増大している中、高齢者が安心して医療を受けられるよう、持続可能な医療制度が求められています。このため、世代間の負担の公平性を図り、負担能力に応じた負担とするための制度の見直しは必要なものと考えています。

医療介護総合推進法の見解についてですが、社会保障改革プログラム法に基づき、効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムを構築することを目的として、いわゆる「医療介護総合推進法」が6月に成立しました。本広域連合としては、医療費の適正化・効率化の観点からも、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に期待しています。

社会保障の充実に対する認識についてですが、近年の急速な少子高齢化の進展による社会保

障給付費の増大や現役世代の減少に伴う世代間の負担の格差といった社会問題が生じている中、社会保障制度の改革は急務となっています。今後、国における社会保障改革プログラム法の施行により、受益と負担の均衡がとれた社会保障制度の実現に向けて、順次必要な措置が図られていくものと考えています。

老人保健制度に戻すことについての見解ですが、本制度は、かつての老人保健制度が抱えていた問題を改善し、財政運営の安定化と世代間の負担の公平が図られた制度となっています。少子高齢化が進む中で、増大する高齢者の医療費を公費、現役世代、高齢者でその能力に応じて負担する仕組みについては、今後も維持されるべきものと考えています。

マイナンバー法の見解についてですが、個人番号制度は、行政の効率化や国民の利便性の向上を図り、公平公正な社会を実現するために導入されます。国のガイドラインでは、個人番号を含む個人情報について、セキュリティの内容を明示した評価書を作成するなど、個人のプライバシーに配慮したものとなっています。本広域連合としては、このガイドラインに沿って、慎重かつ適切な取扱いに努めていきます。

以上、白井議員の御質問に御答弁申し上げます。

**○議長（岩崎 善幸君）**

よろしいでしょうか。

次に、大野忠之議員から通告がありましたので発言を許します。大野忠之議員。

（大野忠之議員 登壇）

**○11番議員（大野 忠之君）**

横須賀市会から選出されております大野忠之でございます。

私は、被保険者証のカード化について、質問させていただきます。

後期高齢者医療の被保険者証は、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第17条第1項により、カード型またははがきサイズの大きさと決められています。神奈川県後期高齢者医療広域連合は、平成20年4月の制度開始当時から、はがきサイズの大きさの被保険者証を交付しています。その後、被保険者証の更新が平成24年8月と平成26年8月と二度ありましたが、現在もはがきサイズの被保険者証となっています。

それでは質問をさせていただきますが、はがきサイズの大きさを続けている理由と、神奈川県以外の広域連合の被保険者証の選択状況を教えていただきたい。

また、今後、神奈川県広域連合がカード化に対応するお考えがあるのかどうか、広域連合長に伺って、私の質問を終了します。

**○議長（岩崎 善幸君）**

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。林広域連合長。

（広域連合長 登壇）

**○広域連合長（林 文子君）**

大野議員の御質問にお答え申し上げます。

被保険者証の大きさについてですが、紛失を防ぐことができる、文字が大きく見やすい、現

在の大きさに慣れた方々に御不便をかけないなどの理由から、今回の被保険者証更新においても、今までと同じ大きさのはがきサイズとしています。

全国の被保険者証の大きさについてですが、全国47都道府県の広域連合に被保険者証について、今回照会を行ったところ、はがきサイズが本県を含め東京都、大阪府など24団体、二つ折りを含めカードサイズが23団体となっています。

被保険者証のカード化についてですが、今回の被保険者証一斉更新において、新たな被保険者証の配付が始まった7月中旬からのひと月で、本広域連合のコールセンターなどに20件程度の御要望を頂戴していますが、現在の大きさに慣れた被保険者の方々に御不便をおかけしないことも重要ですので、他の広域連合の状況等も踏まえ、慎重に検討していきます。

以上、大野議員の御質問に御答弁申し上げます。

**○議長（岩崎 善幸君）**

よろしいでしょうか。

以上で、一般質問は終了いたしました。

---

**【平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）】**

**○議長（岩崎 善幸君）**

次に、日程第12、議案第7号「平成26年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。安藤事務局長。

（事務局長 登壇）

**○事務局長（安藤 康恵君）**

議案第7号について、御説明申し上げます。

定例会資料の13ページを御覧ください。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に6億7,631万7千円を増額し、予算総額を7,550億7,528万6千円とするものでございます。

次に補正予算の主な内容につきまして、17ページ以降の説明書により御説明申し上げます。

今回の補正は、低所得者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者を対象とする保険料軽減の財源である、円滑運営臨時特例交付金が、当初予算額より増額されて交付されることになったため、歳入ではこの交付金、及びこれを管理する臨時特例基金への運用利子、歳出では臨時特例基金積立金を増額補正するものでございます。

はじめに、20ページの歳入を御覧ください。2款2項、国庫補助金は、6億7,585万4千円の増額、6款1項、財産運用収入は、46万3千円の増額でございます。

22ページを御覧ください。歳出ですが、4款1項、基金積立金は、6億7,631万7千円の増額でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩崎 善幸君）

議案第7号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。お諮りいたします。議案第7号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

---

【平成25年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について】

○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第13、認定第1号「平成25年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。安藤事務局長。

（事務局長 登壇）

○事務局長（安藤 康恵君）

認定第1号について、御説明申し上げます。

定例会資料の27ページを御覧ください。

本件につきましては、地方自治法第292条において準用する、同法第233条第1項の規定に基づき調製し、同法第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、129ページのとおり審査意見書の提出がございましたので、同条第3項の規定により議会の設定をいただくため、提案するものでございます。

決算の内容について御説明申し上げますので、30ページ31ページを御覧ください。

平成25年度決算総括表ですが、一般会計につきましては、予算現額22億9,562万9千円に対しまして、収入済額は22億9,561万2,838円、支出済額は20億9,009万1,881円で、差引残額は2億552万957円でございます。翌年度繰越財源はありませんので、翌年度繰越額は2億552万957円でございます。

次に、主な内容について御説明申し上げます。なお、決算金額の読み上げにつきましては、万円単位とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

はじめに歳入でございます。40ページを御覧ください。1款1項負担金は17億7,168万円で、これは県内33市町村からの事務費負担金でございます。42ページを御覧ください。2款1項国庫補助金は2億1,074万円で、これは特別調整交付金及び後期高齢者医療制度事業費補助金でございます。3款1項財産運用収入は12万円で、これは財政調整基金運用利子でございます。44ページを御覧ください。4款1項基金繰入金は469万円で、これは臨時特例基金からの繰り入れでございます。5款1項繰越金は3億803万円で、これは前年度からの繰越金でございます。6款諸収入は33万円で、預金利子が主なものでございます。

次に、歳出でございますが、46ページを御覧ください。1款1項議会費は99万円で、議員報酬と議会開催に伴う会場借上げ料が主なものでございます。2款1項総務管理費は20億8,877

万円で、主なものは、県内各市からの派遣職員給与に相当する広域連合事業費負担金、高額療養費や葬祭費などの給付事務に関する経費である給付関係事業費、電算システムの維持管理等の電算システム関係費でございます。48ページを御覧ください。3款1項社会福祉費及び4款1項予備費については、支出はございませんでした。

以上、概要を御説明申し上げましたが、93ページに提出しております「主要施策の成果説明書」のとおり、成果を上げることができたものと考えております。

なお、131ページから141ページにあります、監査委員の審査意見につきましては、これを十分に尊重いたしまして、より一層の事務の効率化に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（岩崎 善幸君）**

これより質疑に入ります。

認定第1号について、高橋正治議員から通告がありましたので、発言を許します。高橋正治議員。

（高橋正治議員 登壇）

**○3番議員（高橋 正治君）**

横浜市会から選出されております高橋正治でございます。通告に従いまして議案関連の質問をいたします。

後期高齢者医療制度は、昨年末に成立したプログラム法によって現行制度の存続が決められたところです。ここで後期高齢者医療制度の安定的な運営がこれまで以上に求められておりますが、制度の安定した運営を行うためには、一般会計における予算の適正な執行が大前提と考えております。また一方で、事務の効率的な執行等による経費の削減が、広域連合及び県内市町村全てに求められています。

平成25年度の一般会計決算においては、約23億円の予算現額に対し、約2億円の不用額が生じております。決して少なくない額であります。そこでまず平成25年度一般会計歳入歳出決算について、広域連合としてどのように捉えているかお伺いいたします。

そして、約2億円の不用額について、その中でも電算システム関係費の不用額が大きな額を占めております。これは、国において、レセプトや検診データに基づいた疾病統計情報などを利用できる「国保データベースシステム」の開発を進め、本年9月からシステムが運用されることにより、広域連合独自の分析システムの開発を止めたことが主な原因と伺っています。そこで、国保データベースシステムとはどのようなものか。また、今後どのような効果を期待することができるのか伺いし、私の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（岩崎 善幸君）**

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。林広域連合長。

（広域連合長 登壇）

**○広域連合長（林 文子君）**

高橋議員の御質問にお答え申し上げます。



認定第1号議案について、御質問いただきました。一般会計の決算についてですが、予算現額に対する収入率は100%、執行率は91%となっており、予算現額の9%にあたる約2億円が不用額となっています。これは、一般競争入札の積極的な活用など事務的経費の削減に努めてきた結果が反映されているものと考えていますが、執行状況を十分に勘案し、より精度の高い予算の策定に向け、改善の余地がまだあると考えます。また、この約2億円については国への精算分として返還した残額を財政調整基金に積み立て被保険者証一斉更新の経費など、臨時的経費の財源として活用していきます。

国保データベースシステムについてですが、医療や介護などの電子レセプト情報等のデータを利用した統計情報による様々な分析を行い、保健事業を推進することを目的として開発されたシステムです。このシステムの活用により、保険者が地域の疾病の状況をはじめとする様々な健康課題を把握するとともに、解決すべき取組を明確にした保健事業を行うことができます。これにより、被保険者の健康水準の向上及び医療費の適正化が図られると考えます。

以上、高橋議員の御質問に御答弁申し上げます。

#### ○議長（岩崎 善幸君）

よろしいでしょうか。

次に、白井正子議員から通告がありましたので、発言を許します。白井正子議員。

（白井正子議員 登壇）

#### ○7番議員（白井 正子君）

横浜市の白井正子です。一般会計決算認定について反対の立場で質問します。

神奈川県広域連合議会の議員定数は、規約で20人とされています。意思決定を迅速かつ円滑に行える人数、一票格差を三倍程度に抑えることも加味した選挙方法を検討した結果と聞いています。しかし、全国の広域連合の議員定数と比較するとあまりにも少ない数です。より高齢者の生活実態を反映させた制度とするために定数を引き上げ、全ての市町村からの選出が必要です。それに伴う経費は議会開催場所を公的機関などに変更すれば賄えます。そこで全国の広域連合の議員定数と状況はどうか伺います。

#### ○議長（岩崎 善幸君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。林広域連合長。

（広域連合長 登壇）

#### ○広域連合長（林 文子君）

白井議員の御質問にお答え申し上げます。

認定第1号議案について御質問をいただきました。議員定数の増についてですが、広域連合議会における審議事項は、後期高齢者医療制度のみとなるため、県や市町村の議会における常任委員会程度の議員数とすることが、審議を円滑に進める観点から適切であり、現在の定数20人は妥当であると考えています。

全国の広域連合の状況についてですが、現在、最大の議員定数は千葉県広域連合の54人、最小は島根県及び高知県の10人です。1団体平均では25.8人となっています。

以上、白井議員の御質問に御答弁申し上げます。

**○議長（岩崎 善幸君）**

よろしいでしょうか。ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。認定第1号について、吉岡和江議員から通告がありましたので、発言を許します。吉岡和江議員。

（吉岡和江議員 登壇）

**○14番議員（吉岡和江君）**

鎌倉市からまいりました吉岡でございます。2013年度認定第1号一般会計決算認定について反対の立場から討論を行います。議員定数の問題であります。議員定数を20人とする根拠については、選出される議員は個々の市町村の代表ではなく広域連合区域内全体の住民の代表であり、その意見は県民を代表する意見として位置づけ、全市町村からの議員選出を行っていないと前から述べられておりました。そしてまた、審議の対象が後期高齢者医療制度のみであることを考慮して、効率的な運営のために行っていないということでもございました。しかし、議員定数は、私たち広域連合そのものが大変見えにくい制度となっている点でも、果たして20人で良いのかということがもっと論議されるべきだと考えております。

医療保険制度の問題点や課題、特に75歳以上の生活実態、健診診査率や健康状況等、各市町村の実情をつかんで対応することが必要ではないでしょうか。健診結果の実施状況について、県広域連合からの資料をいただきましたが、25年度は平均23.67%、一番受診率が高い自治体は54.99%で、一番低い受診率の自治体は5.56%で49.43%の差があります。どうしてこのような実態があるのでしょうか。市町村の実態をつかみ改善していく必要があるのではないのでしょうか。効率的運営といいますが、高齢者の顔が見え、健診の向上や安心して医療が受けられるような改善を図ってこそ、真の医療制度の在り方ではないのでしょうか。そもそも、75歳以上の高齢者を若い世代と分離して別勘定の制度に囲い込み、重い負担を押し付ける仕組みをつくったのが現制度であります。高齢者の医療費と負担を直結させ、医療にかかりたいなら重い負担を我慢しろと迫る高齢者いじめに国民の批判が沸騰したのは当然であります。広域での医療制度は人々の実態が見えにくい制度です。

選ばれた議員が高齢者の実態を把握し、改善を求めていくことが必要ではないでしょうか。そのためにも、最低でも33市町村の選出は必要であることを申し上げるものです。また議会のホテル開催をやめて公的施設をお借りするなど、財政的な削減の努力をするべきだと考えております。以上で反対討論を終わります。

**○議長（岩崎 善幸君）**

以上ですので、討論を終結します。これより、採決に入ります。

お諮りいたします。認定第1号について賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

## 【平成25年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について】

### ○議長（岩崎 善幸君）

次に、日程第14、認定第2号「平成25年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。安藤事務局長。

（事務局長 登壇）

### ○事務局長（安藤 康恵君）

認定第2号について、御説明申し上げます。

定例会資料の29ページを御覧ください。本件につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、129ページのとおり審査意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により議会の認定をいただくため、提案するものでございます。

決算の内容について御説明申し上げますので、30ページ31ページを御覧ください。平成25年度決算総括表ですが、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算現額7,352億9,017万5千円に対しまして、収入済額は7,249億8,173万9,247円、支出済額は7,047億3,439万889円で、差引残額は202億4,734万8,358円でございます。翌年度繰越財源はありませんので、翌年度繰越額は、202億4,734万8,358円でございます。

次に主な内容について御説明申し上げます。はじめに歳入でございます。62ページを御覧ください。1款1項市町村負担金は1,433億8,421万円で、これは県内33市町村の保険料等負担金や、療養給付費負担金が主なものでございます。74ページを御覧ください。2款1項国庫負担金は1,711億898万円で、これは療養給付費等の負担金でございます。2款2項国庫補助金は353億7,471万円で、これは財政調整交付金と健康診査にかかる補助金が主なものでございます。76ページを御覧ください。3款1項県負担金は542億8,905万円で、これは療養給付費等の負担金でございます。4款1項支払基金交付金は3,059億4,761万円で、これは社会保険診療報酬支払基金が国民健康保険や被用者保険などの保険者から徴収する現役世代からの支援金でございます。78ページを御覧ください。下段の7款1項基金繰入金は59億384万円で、これは保険料軽減にかかる財源として、国からの交付金を積み立てている「臨時特例基金」と2ヵ年の安定的な財政運営に向け設置しております「療養給付費等支払準備基金」から繰り入れたものでございます。80ページを御覧ください。8款1項繰越金は80億418万円で、これは前年度からの繰越金でございます。

次に歳出でございます。82ページを御覧ください。1款1項保険給付費は6,933億7,439万円で、これは療養給付費等の他、審査支払手数料及び葬祭費を支出したものでございます。2款1項県財政安定化基金拠出金は5億9,072万円で、これは広域連合の安定的な財政運営を確保するため、県に設置された基金への拠出金でございます。84ページを御覧ください。4款1項健康保持増進事業費は19億6,583万円で、これは市町村が行う健康診査事業に対して交付する

補助金でございます。5款1項基金積立金は26億787万円で、これは療養給付費等支払準備基金への積立金が主なものでございます。86ページを御覧ください。7款1項償還金及び還付加算金は60億4,364万円で、これは国などから超過交付された交付金等を返還した償還金が主なものでございます。

以上、概要を御説明申し上げましたが、93ページに提出しております「主要施策の成果説明書」のとおり、成果を上げることができたものと考えております。

なお、131ページから141ページにあります、監査委員の審査意見書につきましては、これを十分に尊重いたしまして、今後とも制度の円滑な運営に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（岩崎 善幸君）

これより質疑に入ります。

認定第2号について、斉藤達也議員から通告がありましたので、発言を許します。斉藤達也議員。

（斉藤達也議員 登壇）

### ○1番議員（斉藤達也君）

横浜市会から選出されております斉藤達也でございます。通告に従いまして議案関連の質問をいたします。

社会保障と税の一体改革において、少子高齢化に伴う社会保障費の急増、給付費に対する財源の不足などの今後の日本における喫緊の課題が議論されてきました。後期高齢者医療についても、今後の高齢化の進展や医療の高度化による医療費の増加が見込まれ、厳しい経済情勢の中、費用負担は現役世代や被保険者の方々の保険料にも反映されていくことが予想されます。そのため、医療費の増加や負担を少しでも抑えるため、広域連合の財政運営もより健全で安定的な運営が求められています。後期高齢者医療制度の特別会計決算についてですが、平成25年度の歳出決算額は前年度比5.5%増加し約7,047億円という非常に大きな規模となっています。

そこでまず、平成25年度特別会計歳入歳出決算について、広域連合として、どのように捉えているのかをお伺いします。

また、平成25年度は2年間の財政運営期間の2年目にあたるため、保険料算定について平成24年度と25年度の特定期間における財政収支が保険料算定時と比較してどうであったのか。さらに、それについて広域連合としてどのように評価しているのかをお伺いし、質問を終わります。

### ○議長（岩崎 善幸君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。林広域連合長。

（広域連合長 登壇）

### ○広域連合長（林 文子君）

斉藤議員の御質問にお答え申し上げます。

認定第2号議案について、御質問いただきました。特別会計の決算に係る評価についてです

が、予算現額に対する収入率は98.6%、執行率は95.8%となっており、歳入歳出差引残額は、約202億円となっています。このうち国等への精算分として、約142億円を返還した残りの約60億円が実質的な剰余金となります。これは、次年度の財源として活用することになりますが、特別会計歳出決算額全体の約0.8%であり、概ね見込みどおりで、適切な収支結果と考えます。

保険料算定時との比較についてですが、平均被保険者数は24年度は84万5千人の見込みが83万8千人、25年度は88万2千人の見込みが87万3千人と概ね見込みどおりとなりました。一方、1人当たりの医療給付費の伸び率は24年度は1.6%の見込みが0.5%、25年度は2.4%の見込みが0.9%となりました。そのため、歳出において、医療給付費等の2年間の合計額は保険料算定時の見込額を約484億円下回り、歳入においては約429億円下回りました。

2年間の財政運営に係る評価についてですが、保険料算定時の見込額に対して、歳出における執行率は96.6%、歳入における収入率は96.9%となっています。歳出において、医療給付費の伸び率の鈍化は全国的な傾向ですが、本広域連合としてもジェネリック医薬品希望カードの発行など医療費適正化事業を進めました。一方歳入では、保険料率の改定で保険料額が増加したにも関わらず保険料収納対策として24年度から新に短期被保険者証を発行するなど、各市町村において積極的な取組が行われ、保険料算定時に設定した目標収納率を上回ることができました。その結果、2年間の財政運営については、保険料算定時の見込から大きく乖離せず、健全な運営ができたものと考えています。

以上、斉藤議員の御質問に御答弁申し上げます。

#### ○議長（岩崎 善幸君）

よろしいでしょうか。

次に、白井正子議員から通告がありましたので、発言を許します。白井正子議員。

（白井正子議員 登壇）

#### ○7番議員（白井 正子君）

横浜市の白井正子です。特別会計決算認定について反対の立場で質問します。制度開始6年目となり、2年間の運営期間の2年目にあたる2013年度の決算では93億円もが剰余金となっています。保険給付費を見ますと、予算決算の差額が約300億円で前年度の差額が約176億円ですから大幅に増えています。13年度の予算編成方針は当時の連合長の説明では、運営期間1年目はほぼ保険料算定時の見込みどおり推移、2年目予算についても保険料算定時に見込んだ額を基本に編成したとのことでした。そこで、保険給付費の算定の基となる被保険者数をどう見込んだのかについて資料を見ると、まず12年度予算見込みでは前年より4万人増えるとして84万人としたところ、決算ベースの比較では前年から4万人増えた86万人でした。13年度も前年より4万人増えるとして88万人としたところ、決算の数字では87万人となっています。決算ベース比較では、前年から1万人しか増えていません。見込み違いでしょうか。13年度は4万人増えるとして、保険給付費を6.9%の464億円増額したのに、結果的に300億円不用だったということです。また、14年度予算では増えるのは3万人として保険給付費の増額幅を2.9%にとどめた予算立てとしています。このことから、13年度の被保険者数が過大見込であったと言えま

す。保険料算定の要素が過大であれば保険料もあがることになるため、どう見込むかが重要です。13年度の被保険者数の見込みについて、連合長としての認識はどうか伺います。

次に保険料収納状況についてです。13年度の保険料収納対策にかかる実施計画で収納率99.01%を上回ることを目標としたところ、実績は99.26%と上がりました。滞納繰越金の収納は予算2億8千万円のところ、決算3億1千万円と増え、監査委員も評価していますが、13年度の滞納処分の差押えが132件で前年度の69件から一気に倍増していることが注目されます。預貯金が71件、生命保険が9件、不動産が14件です。しかも、前年度の滞納処分の執行停止処分を見ると、その理由に差し押さえる財産がない、また生活困窮もありましたから、今回倍増した差押えの中に乱暴な執行がなかったのか検証が必要です。

滞納者数の13年度分の集計は現時点では出ていませんが、12年度時点で制度開始時から12年度分の実滞納者は1万6,208人。これだけの方が過去の保険料を払っていません。75歳で医療保険が後期高齢者医療に切り替わる際に保険料は納付書でとなります。年金天引きは年金帳簿の確認作業が終わる半年から1年後となり、この間納付書の納付が続き、すぐに納付できない方が滞納とカウントされます。各市町村がこの手続きをスムーズにするための対策を講じていると聞いています。このような75歳で制度が切り替わる際に滞納となるケースが多々あると思いますが、問題は生活がぎりぎり支払が困難となっている場合に、どのような対応がとられているかということです。滞納者への短期証発行は12年8月の一斉更新時に2,036人、1年後に1,038人接触の機会を持つためと聞いていますが、1年半後で827人に発行されていました。手元に途切れることなく郵送されているため、受診が制限されている訳ではありませんが、機械的な発行は滞納への制裁にあたるためやめるべきです。12・13年度の一人あたり平均保険料は年間9万560円でした。保険料引き下げのために剰余金45億円と財政安定化基金40億円が投入されましたが、神奈川は調整交付金が62%程度に減額されていることもあり、一人あたりの保険料は東京に次ぐ全国2位の高さです。一期前の実績額が8万4,960円でしたから年間5,600円もの引き上げでした。東京都広域連合は、保険料引き下げのため新たに積み立てられる財政安定化基金予定額の投入や、葬祭費などを市町村から出す努力をしています。神奈川県広域連合へも提案してきましたが、市町村の財政が厳しいのでお願いは困難として実行されていません。調整交付金の増額を国に求めても実現しないことは制度の根本矛盾を露呈しています。滞納が生まれる要因に保険料の高さがあります。引き下げ努力が不十分なままひたすら収納率を高めようとしたことで、結果的に生活困窮の人にまで厳しい取立てとなったのではないかと思います。認識を伺います。

保険料の徴収には生活実態の把握が重要です。13年度被保険者を所得階層別に見ると、所得なしが55.63%で全体の半数以上、また7割が所得100万円未満、年金で約250万円あたり被保険者の多くは低所得ということです。横浜での被保険者を所得階層別に見ると、所得50万円未満が全体の59%で、その2.8%が滞納になっている。これより所得の多い階層よりも滞納者数の割合は高くなっています。本来保険料を課すべきでない人にまで課している厳しい制度と言えますが、どう感じているのか伺います。

保険料の広域連合独自の減免制度はありますが、13年度に減免申請が認められた129件のうち124件は災害による減免であり、収入状況による減免はわずか2人です。生活困窮者が減免を受けられるよう、減免制度の拡充が求められます。保険料引き下げについて、厳しい財政状況の市町村に負担を求めることは困難だと、これまで何度も答弁を聞きましたが、減免制度の拡充についても市町村から負担を求めるのが困難であれば、国の負担を求めることを検討すべきではないでしょうか。伺って質問を終わります。

**○議長（岩崎 善幸君）**

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。林広域連合長。

（広域連合長 登壇）

**○広域連合長（林 文子君）**

白井議員の御質問にお答え申し上げます。

認定第2号議案について、御質問をいただきました。被保険者数の見込みについてですが、保険料算定時においては、平成24年度84万5千人が約83万8千人、平成25年度は88万2千人が87万3千人でございまして、大きな乖離はないと認識しております。

保険料の目標収納率についてですが、24・25年度の保険料算定にあたっては、剰余金や財政安定化基金の活用により、保険料の急激な上昇を抑制することに努めました。25年度の本広域連合で策定した収納対策に係る実施計画の目標収納率99.01%については、21・22年度の実績をもとにしたものです。保険料の収納対策につきましては、各市町村において策定した実施計画をもとに適切に実施しています。

保険料の負担についてですが、公的医療保険制度は、被保険者の公平な負担により維持されていくものであり、特に後期高齢者医療制度では、低所得者に配慮した保険料軽減制度を設けており、一定の負担はやむを得ないものと考えています。

保険料減免制度についてですが、災害により著しい損害を受けた場合のほか、長期入院、事業等の休廃止、失業などで収入が著しく減少したことにより、保険料を納付することができない場合に救済することを目的としています。なお、低所得者については法定軽減及び特例軽減が適用されるため、減免制度の対象外となっています。今後も、現行の規定の中で対応していきます。以上、白井議員の御質問に御答弁申し上げます。

**○議長（岩崎 善幸君）**

白井正子議員に申し上げます。持ち時間が過ぎておりますので、以降の発言はできません。ないようですので、質疑を終結します。これより討論に入ります。

認定第2号について、吉岡和江議員から通告がありましたので、発言を許します。

吉岡和江議員。

（吉岡和江議員 登壇）

**○14番議員（吉岡和江君）**

鎌倉市の吉岡でございます。平成25年度特別会計決算への反対討論を行います。いま、白井議員が申し上げましたが、その中で、見込み問題については述べさせていただきましたので、

割愛させていただきます。やはり、きちんとした見込みをもって保険料を決めていただきたいと思います。運営期間の2012年度・2013年度の保険料率につきましては、前期より所得割額を7.42%から8.01%へ0.59%引き上げ、均等割額も39,560円から41,099円、1,839円の引き上げとなっています。また、賦課限度額を50万円から55万円に引き上げ、その結果一人当たり平均保険料85,724円から90,560円に、4,836円もの値上げとなったのです。東京都に続いて全国2番目に高い保険料を強いられるものとなっております。この一方で、この間年金支給額の引き下げが進められ、介護保険の保険料と利用料負担の増大等々高齢者の暮らしは圧迫され続けられています。保険者の所得階層別被保険者数を見ますと、2013年度で所得なしが55.63%、50万円未満が6.29%、50万円から100万円未満が7.45%、100万円から150万円未満が10.24%、150万円から200万円未満が8.94%、200万円から300万円未満が5.53%、実に200万円未満が88.55%、300万円未満が94.08%となっております。滞納者数が開始時の2008年度は実滞納者数が2万1,907人、2009年度は1万8,519人、2010年度は1万4,086人、2011年度は1万3,775人、2012年度は1万3,926人と推移していますが、この中に払いたくても払えない高齢者がおられるのではないのでしょうか。

保険料軽減策のために繰入金は59億5,577万3千円、臨時特例基金と療養給付費等支払準備基金から繰り入れられたものです。また、財政安定化基金から交付金2年間で40億円を予定し、2013年度もその半分の20億円が投入されています。財政安定化基金については、予定した保険料収納率を下回って発生した保険料不足や給付費の見込み誤り等による財政不足に対して資金の貸付等及び交付を行うためのものでしたが、2012年度の改正で当分の間、保険料率の増加の抑制を図るためにも交付することができるようになったのです。ところが、東京都などは財政安定化基金の交付については、都に積まれた全額ばかりか2014年から2015年度に積み立てられる予定額も投入するなど、都の全面的な支援が協力を受けたことは明らかでありました。この件については、2012年度の当初予算確定時期にも、そして2013年度予算審議の中にも、繰り返し東京都に学び神奈川県に要請して保険料全体を引き下げよう求めたものですが、実現しておりません。さらに東京都下の市町村の協力のように給付以外も保険料引き上げ要因となっている財政安定化基金拠出金や審査支払手数料、葬祭費、保健事業費等も県下市町村の協力を得る努力を全くされていないことは、とても承服できるものではありません。

低所得者対策の一層の強化についてです。この間、後期高齢者医療制度についての様々な国民的批判をかわそうとして通常の7割、5割、2割軽減に加え9割軽減、8.5割軽減等を国費投入で進めざるを得なくなっています。現に何らかの軽減措置をとられている方々は54.75%に達しています。それだけに、低所得者層の保険料負担がいかに大変なものであるかを物語っています。さらに保険料に関わる条例に基づく申請減免の状況は、東日本大震災にかかる減免者250件を除く申請件数は68件、55件が災害による減免、給付制限3件 収入状況による減免4件、却下されたのは6件ということです。制度の周知程度も周知徹底も極めて不十分だと言わざるを得ません。特に気になるのは、監査委員による審査意見で滞納金等の収納においては市町村と連携し積極的な収納を努めたことにより予算額を上回る収入があったと評価し、今後



も一層の徴収強化を求める内容になっていることです。この一年間の滞納者への制裁ともいえる短期保険証の発行件数は、新規保険料への更新を実施した2012年8月1日現在で2,036件の交付でしたが、1年経過した2013年8月時点では1,038件という状況です。また、重大なのは強制的徴収と思われる差押え件数は2012年度の69件から2013年度の132件と倍増していることです。無慈悲で容赦のない差押えの内容は預貯金71件、生命保険9件、不動産14件、その他38件となっています。差押え金額は2,591万9,013円となっています。さらに、滞納処分執行停止状況を見ると、横浜市、藤沢市、箱根町、湯河原町の4つの市町で132件、金額で117万5千円となっており、停止理由は無財産、被保険者死亡、所在不明等、生活困窮等が理由であり、本来保険料を徴収すべきではない方々です。こうした実態は75歳以上の高齢者を囲い込み、高齢者数と医療給付費が増大すればするほど保険料が噴き上がるという制度の根本的な矛盾は、なら解決できるものではございません。速やかに一旦老人保健制度に戻し、国民的議論で高齢者医療制度の在り方を考えるべきだと考えます。根本的な見直しを求めるものです。以上で反対討論を終わります。

**○議長（岩崎 善幸君）**

以上ですので、討論を終結します。これより、採決に入ります。

お諮りいたします。認定第2号について賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、原案のとおり可決されました。

---

**【神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて】**

**○議長（岩崎 善幸君）**

次に、日程第15、同意第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、1番 斉藤達也議員の退席を求めます。

（斉藤達也議員 退席）

事務局に提案理由の説明を求めます。安藤事務局長。

（事務局長 登壇）

**○事務局長（安藤 康恵君）**

同意第1号について、提案理由を御説明申し上げます。「議場配付資料②」の13ページを御覧ください。

広域連合議員のうちから選任している監査委員の任期満了に伴い、新たに斉藤達也議員を監査委員に選任いたしたく、御提案申し上げます。

斉藤議員の略歴は、14ページの履歴書のとおりでございます。人格高潔で、豊富な議員経験をお持ちの方であり、監査委員の適任者と存じます。選任について、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岩崎 善幸君）

同意第1号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。お諮りいたします。同意第1号について賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって本件は原案のとおり、同意することに決定しました。

退席中の斉藤達也議員の入場を許可します。

（斉藤達也議員 入場）

ただいま選任同意をしました、監査委員の斉藤達也議員から、御挨拶をお願いします。

斉藤達也議員。

（斉藤達也議員 登壇）

○1番議員（斉藤 達也君）

ただ今、議員の皆様方から御賛同をいただき、監査委員に就任しました、斉藤達也でございます。7,000億円を超える広域連合の財政運営についての監査の必要性和重要性を深く認識し、誠実かつ公正な立場から監査委員という職務を全うしてまいりたいと存じます。

大変簡単ではございますが、監査委員就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（岩崎 善幸君）

ありがとうございました。

---

【陳情】

○議長（岩崎 善幸君）

次に、議長あて、平成26年8月11日付けで、1件の陳情書が提出されました。この際、本1件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、本1件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、「議場配付資料②」の15ページを御覧ください。日程第16、陳情第1号「中所得者の保険料軽減と医療の受療権の保障に向けた陳情」について議題といたします。本1件につきましては、慎重な審査が必要なため、会議規則第136条及び第141条に基づき、議会運営委員会に付託いたします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩いたします。

午後3時18分 休憩

## 【委員長報告（陳情第 1 号）】

### ○議長（岩崎 善幸君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第16、陳情第 1 号について、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。大野議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長 登壇）

### ○議会運営委員会委員長（大野 忠之君）

ただいま議題となりました陳情第 1 号について、議会運営委員会における審査の結果を、御報告申し上げます。

委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、賛成なしで不採択すべきものと決定いたしました。以上で御報告を終わります。

### ○議長（岩崎 善幸君）

ありがとうございました。

ただいま、議会運営委員会委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がありました。本件については、吉岡和江議員より討論の通告が出ておりますので、発言を許します。吉岡和江議員。

（吉岡和江議員 登壇）

### ○14 番議員（吉岡 和江君）

陳情第 1 号 中所得者の保険料軽減と医療の受療権の保障に向けた陳情について賛成の立場から討論します。陳情事項は、（1）次期保険料が引き上げとにならないよう、あらゆる手立てを講じること（2）生活保護基準の130%以下を対象とした保険料減免制度の創設（3）保険料滞納者への差押えや滞納処分は、原則行わないこと（4）国の調整交付金の算定方法について、改善を求めること（5）短期被保険者証の交付にあたり「特別な事情」を考慮し受療権が侵害されないよう特段の配慮を求めています。陳情の趣旨にもありますように被保険者の88.6%の所得が200万円以下であります。4月から消費税の増税、介護保険料が値上げされており、後期高齢者医療保険料も3.6%引き上げとなり 高齢者の生活を圧迫しております。市町村が運営する国民健康保険は、法定繰り入れ以外、保険料軽減のため一般財源からの繰り入れを行い保険料の軽減を行っていますが、広域連合にはありません。剰余金や財政安定化基金の最大限の活用や県独自の財政措置を含めて引き下げを図るべきであります。低所得者の法定軽減は拡大されましたが、法定軽減対象者を少し上回る所得階層は、例えば鎌倉市の例では75歳以下より公的年金収入が211万円以上の被保険者は保険料が高くなるなど、高齢者に冷たい制度であります。法定軽減を少し上回る所得階層に対する減免措置の創設が求められます。一定の財源負担を伴いますが、収納率の向上や国への調整交付金算定方法の改善を求めるなど対応すべきではないでしょうか。高齢者は日本の発展に寄与されてきた方々です。収納率向上や相談機会の拡充効果を認めるものですが、短期証はそもそも滞納者への制裁措置であり、受給抑制につながるものであります。短期証交付にあたっては、国保でいう「特別な事情」を考慮

し、憲法25条が保障する生存権である受療権が侵害されないよう求めるものです。なお、鎌倉市でも請願・陳情者に対する意見陳述の機会を設けておりますが、より一層審議が速やかに、しかも内容が濃くなるためにも ぜひ請願者の陳述機会を設けるべきだと私は思います。そういう点で賛成討論を終わります。

**○議長（岩崎 善幸君）**

以上ですので、討論を終結します。これより採決に入ります。

陳情第1号については、議会運営委員会では、不採択であります。委員長報告のとおり決定することに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

**【閉会中継続審査】**

**○議長（岩崎 善幸君）**

次に、「閉会中継続審査」について、議題といたします。「議場配付資料③」の5ページを御覧ください。

ただいま議会運営委員会、大野委員長から、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出がありましたので、お諮りいたします。本件につきましては、議会運営委員会の委員長申し出のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本件は、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

---

**【議決事件の字句及び数字等の整理】**

**○議長（岩崎 善幸君）**

この際、お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に御一任願いたいと思います。これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された議案の案件の審議は全て終了いたしました。

---

**【閉会の挨拶】**

**○議長（岩崎 善幸君）**

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

林広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（林 文子君）

本日、御提案を申しあげました議案等について御熱心に御審議を賜りまして厚く御礼を申し上げます。今後も一層の御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（岩崎 善幸君）

これをもちまして、平成26年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。長時間に渡り、御協力いただき、ありがとうございました。

午後3時40分 閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

臨時議長	田中忠昭
議長	岩崎善幸
議員	出口正雄
同	吉岡和江